

平成28年第1回花巻市教育委員会議（定例会）議事録

1. 開催日時

開会 平成28年1月25日（月） 午後1時30分

閉会 平成28年1月25日（月） 午後2時35分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 庁議室

3. 出席委員（5名）

委員 照井 善耕（委員長）

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子

委員 伊藤 明子

委員 佐藤 勝（教育長）

4. 説明のため出席した職員

教育部長 市村 律

教育企画課長 岩間 裕子

小中学校課長 菅野 広紀

こども課長 小田中 清子

文化財課長 千葉 達哉

5. 書記

教育企画課 課長補佐 鈴木和志 主任主査兼係長 幅下崇則

上席主任 佐々木晶子（書記）

○照井善耕委員長 皆さんこんにちは。只今から、平成28年第1回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。会議の日時、平成28年1月25日、午後1時30分、会議の場所、石鳥谷総合支所、庁議室。日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ございませんか。異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、議事に入ります。議案第1号「花巻市教育振興審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 それでは、議案第1号「花巻市教育振興審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市教育振興審議会は、教育行政の基本的施策に関し必要な事項を調査審議するため、

教育委員会の諮問機関として条例により設置された審議会であります。委員につきましては、花巻市教育振興審議会条例第3条第1項の規定により、教育関係者、識見を有する者及びその他教育委員会が必要と認める者のうちから15名を委嘱しているところであります。委員の任期は2年となっておりますが、現在任命しております委員の一部について関係団体の役員改選により異動が生じたことから、新たに任命しようとするものであります。

以下、議案書1ページをご覧ください。新たに任命しようとする委員についてご説明を申し上げます。高橋智彦氏、38歳、公益社団法人花巻青年会議所理事長であります。任期につきましては、花巻市教育振興審議会条例第3条第2項の規定により前任者の残任期間となりますことから、平成29年4月30日までであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 只今、事務局から説明を受けましたが、本案は人事案件でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり議決されました。

日程第3、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いします。小田中こども課長。

○小田中清子こども課長 花巻市公立保育園再編指針のパブリックコメントの実施についてご報告いたします。資料No.1になります。これまでの経過でございますけれども7月の教育委員会議におきまして概要版でございましたけれども再編についてご説明させていただいております。そして、8月は法人立の園長先生方に、10月には保護者代表者の方々、同じく10月に法人の理事長の皆様方に説明をしてご意見等をいただきました。いただいたご質問ご意見は61件ございました。その後、11月から今月初旬にかけて個別にご質問にお答えをしたり意向の確認をしてまいりました。そして、興味を示していらっしゃる法人さん方には当課が立ち会って公立園の見学等をしている状況でございます。公立園の園長先生方にも経過については毎月の会議の中でお伝えをしているところでございます。パブリックコメントの実施期間は本日から2月24日の1か月間でございます。会議等でいただきましたご意見を反映してまとめたものが資料No.1別冊になりますのでご覧いただきたいと思っております。

1ページ目、「策定の趣旨」、「本指針の計画期間」につきましては説明させていただいておりますので省略をさせていただきます。

2ページから「少子化の現状と保育ニーズの多様化」ということで、ここからはデータを載せているところでございます。就学前の児童数及び保育園・幼稚園児の推移ということで平成12年度からの数字が入っております。児童数は減少の一途をたどっているところですが保育園への入所数は増加しております。一定の需要数が見込まれる状況でございます。幼稚園は横ばいの状況でございます。

3ページの下から4ページにかけましては保育園の利用見込みです。花巻全地域と4地域に分けての見込み数を載せております。4地域に分けての見込み数ですがイーハトーブ花巻子育て応援プランからの抜粋でございます。花巻地域は受け入れ体制が不足している状況でございます。

5ページになります。「多様な保育環境の確保」ということで、保育サービスの状況を公立園と法人立に分けて示しております。法人においては保育サービスについて多様なサービスがなされているところでございます。

6ページ目、「人材及び財源の状況」でございます。公立保育園の施設状況でございますが、老朽化している施設が多くなってございます。また、職員構成でございますけれども、正職員と臨時等職員の割合がおよそ4対6という状況でございます。パートを含めるとさらにその率が上がっていくという状況であります。クラス担任につきましては、約半数を臨時職員が担っている状況でございます。クラス担任の正職員化ということで次年度に向けまして15名の任期付職員を採用したところでございます。

7ページですが、保育園の運営費等の推計値でございますけれども公立と法人立で比較した表になります。園児1人あたりの運営費について、公立は法人立と比較しまして3倍強かかっているという数字でございます。それから「学びの連続性と保幼小連携」でございますけれども、4地域に分けて保幼小の数を示しております。地域毎に保幼小連携については今後も重視して取組みを進めてまいります。

8ページでございますが、小学校の児童数の見込み、そして、これらのデータから課題といたしまして4点挙げております。そして、「解決のための方策」といたしまして民営化と統合に取り組んでいくこととしております。「Ⅰ民営化」においてでございますけれども、期待される効果といたしましては保育ニーズに迅速、柔軟に対応できるというところでございます。民営化の対象は全ての公立保育園を対象といたします。

9ページになります。(3)民営化の形態、(4)民営化にあたっての条件、(5)実施方法。ここはご意見をいただいて明示した部分になっております。

民営化にあたっての条件といたしましては、土地は5年程度の無償貸付、その後、更新することができるものとしております。2つ目は、建物は原則無償譲渡。3つ目は保育所として引き続き運営をしていただくことでございます。

実施方法といたしましては、関係団体と協議のうえ、第1期、第2期の実施計画に民営化を位置づけて実施をしてまいります。1つ目としては、運営法人の選定については選定基準を設けて公募による選定を行います。公募は「花巻市内で現に保育園または幼稚園の3年以上良好な運営実績を有する社会福祉法人、学校法人」といたします。先ほども申し上げましたけれども、この部分については一番質問が多くございましたので明示したところでございます。選定にあたっては選定委員会を設置し、選定基準を定めたいうえで選定を行い、市はその結果をうけて運営する法人を判断し決定してまいります。2つ目は引き継ぎ保育の実施でございます。この部分については保護者の方々から、子ども達が混乱しないようにというご意見が多くございましたので、ここでは6か月間の期間を設けて実施をしていくこととしております。

「Ⅱ統合」についてですが、期待される効果としては、一定の集団規模が確保され、多

数の同年代との関わりの中で一人ひとりの発達過程に合わせて多様な体験を積んで、様々な道徳性であるとか主体性、社会的態度を身につけていく等、望ましい保育の提供ができるようになること、また、財源や人材の集中化によって保育環境の充実を図ることが期待されるとしております。統合の対象としては、民営化の対象とならなかった園を対象いたします。それから実施方法については民営化が完了した後、地域の関係者等と協議をいたしまして、整ったところから実施を目指してまいりたいと考えております。

10ページ、「地域ごとの特色を生かした再編方針の検討」ということで、4地域の特色とその方針を挙げております。

最後にスケジュールでございますけれども、パブリックコメントを経て指針を策定しまして、第1期の実施計画も併せて策定してまいります。平成28年度は公募をいたしまして、決定、引き継ぎ保育を始めます。そして平成29年の4月、民営化をスタートいたしまして検証しながら第2期の実施計画を策定してまいります。平成30年度はこのサイクルでまた公募をかけます。そして、決定、引き継ぎ保育をしていきます。そして平成31年度は第1期同様に再編の検証をして、次期の再編指針を検討していくこととしております。簡単ではございますけれども以上でございます。

○照井善耕委員長 ただいま報告いただいた内容につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

質問が1つあります。これまでの経過の中で法人立の園長さん方の会議とか理事長さん方の会議の中では大まかな方向性としてこれでいきましょうという形のご意見なんですか。

○小田中清子子ども課長 はい。このスケジュールで進めていくことには特にご意見はありませんでした。

○照井善耕委員長 お伺いしたいのですが、平成17年に公立保育園における老朽化した施設に対する改築・改修への国や県の補助制度が廃止されたというのは、これはどういう理由で国では廃止したのでしょうか。

○市村律教育部長 国では、民間で出来ることは民間でやっていただきなさいという趣旨です。どうしても公立で続けるのであれば自分達のお金でやりなさいと。なので、引き続き民間の保育園に対しての整備は国が補助を出しておりますし、併せて運営の方でも7ページの表のように法人の運営には国庫でお金を出しますが、市町村でやる場合は交付税上のルールではありますが現金は出しません、ご自身の判断でやってくださいということで、民間でできることは民間でという流れの中で一般財源化されたということでございます。

○照井善耕委員長 ひとりの国の流れの中に今もいるということがあって、その方向に進んでいるということでしょうか。

○市村律教育部長 前にもお話をしたと思いますけれども、新市に合併になってからも、

平成19年頃から再編計画はあったのですが、様々の事情があって我が市の場合は一歩も前に進まなかったと。意向も内々伺っていたところもあるけれども、それが進まなかったということです。今回改めて説明したところ、法人さん方は「前にもやると聞いていたの
でいよいよ動き出すか」ということで、あとは条件面での質問等になったということです。

○役重眞喜子委員 今の話の関連なんですけれども、国の流れというのは一方では就学前教育とか義務教育化とかいったことも話の端には上りつつ財布の方は全く締めていると。

○市村律教育部長 民間でやる部分については出すんですね。

○役重眞喜子委員 結局、義務教育化ということを進めていくのであれば、当然民間だけでは。民間で成り立つのであれば今までも進んでいたはずで、民間で成り立たない部分はやはり公設でやらなければいけないというところは残っていくわけですね。

○市村律教育部長 そうですね。まず民営化から再編しますということで、次の段階は統合になるんですけれども、統合とはいっても統合になる部分は公で引き続き担う。民営化にならない部分は当然残るだろうから、財源的には厳しいということがあってもその部分は引き続き市が担うという形にはなります。

○役重眞喜子委員 そこにハードの手当はないと。

○市村律教育部長 手当はないので市でやらなければいけない。

○伊藤明子委員 市ではやるのね。民営化にできない条件は、どういうふうなご自分達の条件なんですか。

○市村律教育部長 やはり経営だと思いますので、園児の数が少ないところとなりますと民間では厳しいところもあるかと。

○伊藤明子委員 厳しいところを統合するのは大丈夫なのかしら。

○市村律教育部長 統合の部分は地域のご意見を聞きながら、いずれ必要な保育は確保するという形で。小学校の統合の同じ考えで強引に進めるというのではなくて地域とお話ししながら進める形になりますので一定の時間はかかると思います。

○伊藤明子委員 子どもが0になるまでまず無理かなという感じがするんだけど。

○役重眞喜子委員 そういうふうに民間に軸足を移していくということ、国の考え方なんですけど、ということは理論上のバランスを考えると、ある程度今までは公設じゃなきゃ

難しかったような条件の地域であっても民間でできるような、逆に言うと民間への手当と
いうのが手厚くなったことなんですか。相対的に。

○市村律教育部長 今、人材を、保育士さんを確保するのが一番大変というところがあっ
て。賃金の改善としては少しずつ増えているんだけど、ベースがあまりにも違いすぎ
るところがあります。教員と比べても6割から7割という待遇になっているところ
があるので、やはり保育士を確保しないことには需要があっても子どもの受け入れが出来
ないと思いますので、そういう部分では少しずつ賃金改善の手当とかサービスの加算とか
少しずつは改善されてきている。

○役重眞喜子委員 そっちは手厚くしないと全体として保育のレベルなり充足度が下がる
ことになりますもんね。

あと、学校統合と根本的に違って、4、5歳児ぐらいになれば確かに集団の中での多様
性の育みというメリットも出てくるんですけども、0歳児、1歳児というのは何のメリ
ットもなく、赤ん坊なので友達と遊ぶわけでもないし、そこはどうしてもサービスの純
減ということにバーターできるメリットがありませんので、その説明をきちっと丁寧に
やっていただかなければいけないのかなということと、併せて、確かに0歳児が1人でも
いるから保育所を残すというのは現実にもそういう訳にはいかないの、いわゆるママ保
育とか何かの時、病時には受け入れを柔軟にできるとか、0歳児、1歳児を抱えた家庭へ
の保育所で預かるという以外の支援の充実と抱き合わせでいかないと。全体として子育て
支援をこれからがんばる言っている割には落ちていくイメージしかなくなっ
ちゃうのでそこら辺を気をつけなきゃいけないなというふうに考えます。

○伊藤明子委員 私も役重委員さんがおっしゃったのと重なるかもしれませんが、人口を
増やしたい、それから就職もちゃんとしたい、そして子育てもと言っている割には、側か
ら見ているとちょっと手薄じゃないかなというところがいっぱいあるんですね。例えば、
民営化するといっても民間の人達はお金がなかったりするとそれができなくなってしま
う。民間には（国で）お金を出してくださるとはいうものの現実的にはなかなか難しいとい
うことであれば、まず、民営化する人達を強くして、例えば保母さんとか充実させるよ
うな、給料的なことも考えてあげながら花巻としての特色も出してあげればいいんじ
ゃないかと思うんですね。今のままだと公の文句は確かに立派だと思ってくれるん
ですけども実質的には伴っていないような気がするんですね。さっき役重委員がお
っしゃったように本当に0歳児の子どもはおしめ、ミルク、おしめ、ミルクとこ
んな感じなんです。だからお友達がなくなると、例えば赤ん坊3人に保母さん1
人でも十分間に合うくらいの感覚なんです。だからそういうところからちゃんとし
てくだされば人口増加であり、花巻は安全安心でいいまちだ、子どもも育てやす
いとなるんじゃないかと思うので、お国でおっしゃっていることをそのまま受け
入れるのではなくて花巻市としてはこういうやり方もあるんじゃないかとい
うのはできないものなんでしょうか。花巻では民営化を認めるけれどもこうい
うなやり方をしたいとかできないものなんでしょうか。全部（国の言ったこと）
はいわか

りましたってやらなければいけないんですか。私はよく分からないのでお聞きするんですけども。

○市村律教育部長 先ほど前段でお話ししたのは、平成17年度からそういう（民営化の）流れだったのが、うちはずっと追いついていないからそれもあるということですが、子供全体が少なくなっていくのが確実に見込まれる中で市が一定の保育を担っている状況だと今度は法人さん全体が少なくなっていくことになるので。

子育ての支援策として色々やらなきゃいけない部分があるのはそのとおりで、この計画の中でも当然民営化だけじゃなくて、待機児童の解消に向けてとか病後児保育についてございます。母親の支援とか子育て関係とか教育部だけで手が回らない部分は市長部局の地域福祉などと連携しながら。あとは教育部で持っている施設だと、まなび学園のところにこどもセンターあとはサテライトも5か所ぐらいありますけれども、そういうところで子育ての支援をしながら取り組みを充実させてということは必要だと考えています。これだけで全てが解決するわけではなくてこれは1つの部分ということで。

○伊藤明子委員 すみません。私は民営化に反対している訳ではないんです。ただ、心配な面もあるのかなという感じです。これからどんどん子供が生まれることを考えていけば、去年は多かったようですものね。どういう風に考えていけばいいのかなというふうに思っただけで。やはり、今は昔と違って核家族が多いので、それでおじいさんもおばあさんも働いているのでなかなか孫の面倒はみてもらえないところもあるので、小さい時から受けたいけど無理だよねとなるとどういうものかなと思ったので、民営化に反対ではありませんから。

○照井善耕委員長 保育士さんの給与とか考えた時に、その部分に対する補助もあるのですか。例えば教職員だと県費負担と市町村負担とかあるんですけど保育所の場合どんな感じなんですか。

○小田中清子こども課長 処遇改善分という部分がありまして、公定価格というので年齢によって額は違うのですが、1人あたりの価格として0歳児になると20万円近い、年長児だと5、6万円ぐらいにみているという形になります。その中に先生方の処遇改善分ということで率としては結構上がってきているのですが、3%ぐらいずつ上げてきて、さらに今年度は人事院勧告分ということで1.9%さらに保育士の処遇改善分として上げていくとして、少しずつ改善にはなってきている部分はありますけれども。先ほど部長がお話ししましたとおり、他の職種に比べればまだまだ追いついていないという状況があります。

○照井善耕委員長 各法人ごとに違うわけですね。

○小田中清子こども課長 そうですね。給与体系は各法人に任されていますので。

○照井善耕委員長 それから大ざっぱにみたときに、例えば今まで公立の職員で、今度公立がなくなって法人立だけになったときに給与の格差というのは結構あるのですか。

○小田中清子子ども課長 かつてはあったと思いますが、最近は国の方針で処遇改善分がどんどん上がっています。法人の分ですとかなり改善されていまして、公立の正職員と大きく隔たりがあるかというところでもない園もあります。ただ法人もそれぞれで十何園もありますので、全てがそこまで上がっているかといえばまた違う状況です。

○照井善耕委員長 本当は保育士さんの給与がどこの園であってもこれくらいは保障されるという形になっていかないと。給与の部分で運営できるとかできないとか論じられていたら本当の意味がどこかに飛んでしまうよね。

○小田中清子子ども課長 処遇がしっかりしている園については保育士の入れ替わりがそんなに激しくないですね。方針とかもあると思うんですけども離職しないで長く仕事をされている保育士さんのいる園もありますし、入れ替わりが早いなという園もあります。色々ではありますけれども。

○照井善耕委員長 これから民営化を進めていくときに大きなポイントになる部分のような気がします。施設設備はもちろんけど担当する方が入れ替わり立ち代わりになるような運営がされていくようなのであれば移行しても子供のためにも保護者のためにもよくないような気がする。何かその辺うまい方法が考えていかないと。

○役重眞喜子委員 義務教育化というのはそこだったんですけどね。義務教育の国庫負担法と準じるような形でという議論でしたけど。なかなか進まないですね。

○照井善耕委員長 さっき集団生活どうのこうのという話があったけど、まさに0歳児から3歳あたりまでは子供にとって安定した環境をいかに整えてやるかというところが一番だと思うんだよね。そこがあって次の段階に行けば切磋琢磨になるけれども。本当の意味の総合的な子育てプランの中で全体像を見たときに一番の抑えどころとすれば、保護者が落ち着いて子育てにかかわれる、あるいは、保護者が都合が悪いときに、園とかで世話をしていける、そこをいかにして確保するかのところにポイントを集中させていかないと何のための子育て応援になるのかとなってしまう。国の方針なんだけど、どこかが抜けているような。

○伊藤明子委員 花巻でこうしたいということがもし出せるのであればいいのかなと思ったんだけど。どうしても言うことを聞かなければいけないものなのか。やっぱり花巻にしていると安心だと言われる、子育てをできるというところが大事なところじゃないのかなと思うんですけども。

○照井善耕委員長 今進めている預かり保育とか、地域の人たちもかかわって、あまりお金ばかりじゃなく人とのネットワークの中でいくらでもそういう環境にしていくことと組み合わせながらいけば何か見てくれるところもあるかもしれない。

○役重眞喜子委員 確認です。スケジュールですが、統合に関しては「民営化完了後に地域の方と協議を行い」とあるんですけども。具体的に、第1期実施計画については民営化ということで、その後に地域関係者と協議を行い第2期の方には統合も入ってくるというスケジュールになるのでしょうか。それとも実施計画というのとはどこどこ園がどこどこ園だと名前が入ってくるような計画を作られるということでしょうか。その辺の具体的なイメージがわからなかったんですけど。

○市村律教育部長 第1期、第2期というのは9ページの(5)実施方法に「第1期・第2期実施計画に民営化を位置づけ」ということで書いています。10ページに書いてあるスケジュールの平成27年度から平成31年度の部分は民営化の再編スケジュールです。統合はその後ということで、イメージ的には平成31年度の「次期再編指針を検討」というところです。さらなる民営化の要望があればそこで取組むことになると思いますが、基本的にはこの時点で統合が出てくるイメージは持っています。ただ、入園希望者の激減など理由があった場合はスケジュールにこだわらずに統合というのもありうることですけれども、基本的には今年度を入れて最初の5か年は民営化の方での再編を進めていくことにしております。

○中村弘樹委員 決定する場合、今時点では白紙なんですかね。ある程度が目途っていうか、うちでやるよという法人立さんもある。

○小田中清子こども課長 はい。12月から学園さんに意向を確認していましたので。1回目ですけれども。

○市村律教育部長 資料No.1の1ページの11月から28年1月ということで、法人立保育園に対し個別に補足説明及び意向の確認というところで、聞き取りは今すすんでやっている。その中でご意向を示されているところはございます。

○役重眞喜子委員 何園ぐらい。

○佐藤勝教育長 複数です。正式な公募は4月からですので。今はまず重大な関心を示していただいている園が複数と。

○役重眞喜子委員 それは町中の。中心の保育所ですよ。

○佐藤勝教育長 そうですね。

○中村弘樹委員 いつも思うんですけども民間では保育士がキャリアアップしづらい職業だと言われるんですね。公立の場合はどんどん抜ければ上に上がっていき、それに伴って給料も上がるらしいのですが法人立の場合は抜けない。抜ける人がいない限り給与が変わらないと。40歳になっても変わらないという現状があるので、みんな結婚とともに退職していくらしいですね。そこら辺を変えていかないと20歳から入って25歳で結婚したらいいやって感じで、そこら辺で終わって一生の仕事という風には多分感じていない。色んなネットとか読んでいくと、今のままじゃでは働く意味がないとって保育士にならない人達が結構いるらしいです。伊藤さんが言ったように花巻から独自のものを作っていないと保育士は確保できないですし、これから人口を増やしていくという計画をたてていったときに花巻市なら安心して育てられるといった部分を本当に強く作っていかないと何も変わらないままずっととなってしまいうような気がするので、全部を考えていけばいいのかなと思います。

○伊藤明子委員 国は大まかな部分を出すだけなので、そこを自分達はこう出していくとか。さっきの質問に戻るんですけど、そこができないものなのかなと思うんですね。

失礼だけど男の方が考えるよりは子供を持った女の人達が考える方が、例えば、保母さんたちのご意見をお聞きするとか、現場にいる人間としてお母さん達の力になれるのはどうということとか、あと保母さん達が今、中村委員さんがおっしゃったように、安定するためには給料を上げてあげるとか、花巻市独自で考えていければいいんじゃないかと。例えば40歳になったら基本給はこのくらいにしてくださいとか、45歳ではこのくらいにしてくださいとか、そういう形を打ち出してそうすれば保母さん達も定住するのじゃないかということですよ。決められたことは守らなければ法律違反になるのかもしれないけれどもプラスアルファ自分達のところはできないのでしょうかという。

○佐藤勝教育長 子ども子育ての事業について、今、未満児の話をしていますが、成人するまでのひとつの流れの中で今度のプランの中では107の事業をたてています。小学校に入る時はこのサービス、高校に入る時は奨学金とか、巨大な金額ではないのですが市独自で国からの委託料のほかに、市からも補助金を出しているとか、そういうところは結構あります。

法人さんにつきまして、私共でもできればこういうレベルという話もしたいのですが、法人さんの中にはなかなか私も入れないところがあります。ご相談をいただいたり、協議をしていく中でこうしましょうということならいいんでしょうけれども。あと、法人立の保育園さんの協議会の中でも色々お話し合いをしてできるだけ処遇を良くしようということとか、福利厚生を良くしようということで、今だにぶ努力はしていらして、そういうところにはどんどん人が動いている状況です。この法人化で一番大変なのは保育士さんの確保だと思います。そういった面では私共で臨時職員としてお願いしている方々も当然ターゲットになってくるだろうということで、やりとりをしながらやっていくとっていましたがけれども、0歳からそこまでまだ煮詰められない状況なんです。国も文科省がだにぶ興味

は示してきたんですけれども、厚労省とだいぶ距離はある。内閣府もかかわっていることもあって複雑な制度なので簡単にはいかないんだろうなと思います。相当分かりやすくどこにいてもというふうにできればいいと思います。

○伊藤明子委員 やっぱり保母さんの確保ときちっとお給料を支払ってあげるということですよね。結局、保母さんも資格を持っていらっしゃるわけだから。その辺をみてあげないと気の毒ですよ。

○照井善耕委員長 なかなか面倒なものだね。例えば市から1人あたりいくらとやると、今度はそれを前提にされて基本になるところを下げられたのではだめだし。

看護師さんだってそうだよ。なんで人を相手にする人達の給料というのは低いんだろう。本当は一番大変なところなんですよ。コミュニケーション能力から何からもしっかりもっていないと対応できないし、精神的にも負担が大きいところなんだけどその給料が安いというのは全体的にそういう流れになっているから、利益がすぐ見えないからだべか。そういうのも含めてああでもないこうでもないとやればいいんだね。パブリックコメントでも決まりきったことではなく、子育てそのものをみんなで騒いで、理解して、応援できるところは応援していかないと。

○伊藤明子委員 昔は近所のおばあさんに預けているという人もいましたよね。

○役重眞喜子委員 さっきと同じことなんですけど、保育所で保育というのはだんだん限界になるわけですよ。一定の、何億円とかいうハードがあって、何千万円という人件費を払う、保育士さんがいてという、そういう場所を今までどおり確保するのは、もうそれが当たり前ではなくなるということは避けられないことであって、ただ知恵だと思っただけですよ。

ただ無くすということじゃなくて地域の人の力を生かして、同じではないかもしれないけれど困ったときに手助けし合えるような。フルじゃなくてパートでならば勤めに出るとかそういう体制を作るというのが、教育委員会だけではもちろんできなくて、それこそコミュニティ会議、地域づくりの中で交付金もあるし、長寿の方で生活支援の有償ボランティアみたいな、こういうことも地域で生活支援をやっていかなければいけないというのが今降りてきているんです。それをどうするんだとすごい地域が悩んでいるんですが、そういう中にも年寄は年寄、子供は子供じゃなくて、なんぼもない人ですからうまく集まって手助けし合えるような、そういうことも全庁的に、ちょっとアイスブレイクして考えていかないと、やっている人達もただ無くす話では面白くないと思うし、そういうことをいろんな部局を超えて話し合っただけでいいなと思います。

地域では知恵があると思うんですよ。もちろんリスクがあつたり保険がどうだとか面倒なことは色々あるわけなんですけれども、例えば、バスが無くなったときもそうなんですよ。今までどおり時刻に何千万というバスが人件費をかけて歩くことはできません。であればデマンドという発想が出てきたわけですし、これからいかに自治体で知恵を出せるかが、

国はそれ以上のことは踏み込んでこないわけですから。格差につながってるところかなと思いますね。

○照井善耕委員長　そういう方向で煮詰めていかないと、というか、行き着くところはそうなりそうな気がするね。人と人のかかわりの部分をいかに作っていくか、知恵を出していくか。今までのやり方で予算を切る、切られたとかどこをくっつけるとかそういう発想ではおそらく何も進まないと思うんだよね。新しいことをやればいいじゃなくて、今までのいい部分をもう一回掘り起しながら、全庁的に教育委員会とか地域づくりとかじゃなくて色んな部署が知恵を出し合って。

○佐藤勝教育長　保育を4つの単位で区切っているのはそれもあります。例えば、石鳥谷は全部民営ですし、大迫は（全部）公営ですから。だから、あとは地域の保育とか学びのセーフティネットで地域でこういう方向でやりたいとか、そこだと思っただけです。ただ、私たちは地域の保育だけは絶対確保しなきゃいけないということで、まず、民営化と公立の統合というふうに進めているんですが、それでもまだカバーできない部分とか色んなニーズはあるし、それから親御さんのニーズがだいぶ変わってきているんだろうと。例えば、預ける関係のない人、地域とのネットワークのない人、それからひとり親で頑張っている人が果たしてどういったニーズを持っているかということで、もう少し色んな意見を聞きながらやっていかないと難しいと思います。あくまでも枠の中でこうしていくということですが、やっぱり大義というんですかね、将来的にここまできたいなというオプションをいかに考えていけるかということだと思います。

○伊藤明子委員　大変ですよ、考えるって、昔と違って色んな家庭があつて。

○佐藤勝教育長　まず待機をなくしていくと。あとは企業内のこういう施設整備を考えていらっしゃるところもあるんですね。

○伊藤明子委員　花巻病院なんかそうでしたよね。

○佐藤勝教育長　（総合）花巻病院さんは病児保育もやっていただくことと、院内の保育所をもうすこし正式ないわゆる保育所にしていくと。そうすれば場所的な問題とか医療がすぐ近くにあるのでニーズが上がっていく気がしますけれどね。

○照井善耕委員長　ありがとうございました。今の件について他にございますか。なければ次に行きたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは保育園再編指針については終了といたします。では次の事項について報告をお願いいたします。岩間教育企画課長。

○岩間教育企画課長　それでは、報告の方の資料No.2をご覧くださいと思います。会則および会則運営要綱並びに委員長部会規程の改正（案）についてということで、岩手県

市町村教育委員会協議会からお知らせがございましたのでご報告をさせていただきたいと思っております。この会則等の改正につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、委員長不在の市町があることから定期総会における議決権や全国組織等への役員選出において不均衡が生じないように改正しようというものでございます。改正にかかるスケジュールでございますが、2月10日に臨時の理事会を開催する予定になっておりまして、その後、5月中旬の平成28年度の第1回の理事会を経て28年度の定期総会で議決をいただきたいということを協議会では予定しているところでございます。

改正の内容でございますけれども、1点目が会則の部分ですが、岩手県市町村教育委員会協議会会則の第9条第1項中「委員長部会」を「委員長・教育委員部会」に改めるというもの。2点目が会則運営要綱の改正ですが、岩手県市町村教育委員会協議会会則運営要綱第3項及び第6項中「委員長」を「委員長または教育委員の代表」に、第10項中「委員長部会」を「委員長・教育委員部会」に改めるものでございます。3点目の委員長部会規程の改正につきましては規程の題名中の「委員長部会」を「委員長・教育委員部会」に、第1条第1項中「委員長部会」を「委員長・教育委員部会」に、第2条第1項中「委員長」を「委員長または教育委員の代表」に、別表中「委員長部会」を「委員長・教育委員部会」に改めるという内容でございます。

参考まででございますけれども、委員長不在の状況につきましては、北上市が6月から不在となっておりますし、大槌町が3月31日から不在になる見込みとなっております。また、平成28年度中では10市町村で不在になる見込みとなっておりますので併せてご報告させていただきます。以降のページに対照表を添付しておりますが、こちらの方は割愛をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。何かご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、只今の報告に対する質疑は終了といたします。そのほか何かございましたでしょうか。それでは以上で本日の議事日程は全て終了といたします。ありがとうございます。